

議 案 第 37 号

和解及び損害賠償の額の決定について

東京地方裁判所令和元年（ワ）第12203号損害賠償請求事件について和解し、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- | | |
|---------|---|
| 1 事故の概要 | 平成27年9月4日、松戸市立第五中学校の体育館において、保健体育の授業で使用したバレーボールの支柱を片付ける際、当該支柱が生徒の後頭部及び頸 ^{けい} 部に当たり、負傷した事故について損害賠償を求めるもの |
| 2 損害賠償額 | 3,500,000円 |

提 案 理 由

裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るため。